

旭川市工業技術センター運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旭川市工業技術センター条例（以下「条例」という。）第8条及び旭川市工業技術センター条例施行規則（以下「規則」という。）第21条に基づき、旭川市工業技術センター（以下「センター」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(申請受付時間)

第2条 規則第3条第1項に規定するセンターの使用申請の受付時間は、平日の午前8時45分から午後5時15分とする。

(使用の不承認)

第3条 条例第4条第2項各号に規定する使用を承認しないことができる場合の事由は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 工業技術の向上を図り、もって、産業の発展に寄与するため以外の目的で使用するとき。
- (2) 機器の使用について、日本標準産業分類における「製造業」または「建設業」を生業とする者以外が使用するとき。
- (3) 機器の使用について、企業製品の生産、開発、試作、品質管理等以外の目的として使用するとき。
- (4) 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不正行為等を行うことを助長するおそれがある団体、又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用するとき。
- (5) 過去において施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。
- (6) 宗教上の式典その他これらに類する行事として施設を使用するとき。
- (7) 主として、物品の販売等を目的として使用するとき。
- (8) 申請書の記載事項に虚偽が認められるとき。
- (9) 使用料を前納しないとき。
- (10) その他前各号に準ずると認められるとき。

(使用条件の変更等)

第4条 条例第4条第4項に規定する使用条件の変更、使用の停止、使用承認の取消ができる事由で、同項第1号及び第2号に該当する場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 特定の政党、宗教を援助する活動と認められるとき。
- (2) 当該使用により、建物や機器等をき損又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 機器の故障等により使用不能になったとき。
- (4) 申請書の記載事項に虚偽が認められるとき。
- (5) その他前各号に準ずると認められるとき。

(納期限)

第5条 条例第5条第3項に規定する使用料（暖房料及び備付物品の使用料を含む）及び手数料の前納の納期限は、機器等の使用、試験、検査及び測定の実施前まで（実施当日を含む）とする。

(減免事由)

第6条 条例第5条第4項に規定する使用料（暖房料及び備付物品の使用料を含む）及び手数料を減免できる特別の事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体等が公務上使用し、又は業務を依頼するとき。

(納期限を別に定める場合)

第7条 条例第5条第4項に規定する使用料(暖房料及び備付物品の使用料を含む)及び手数料の納期を別に定めることができる特別の事由は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 使用料(暖房料及び備付物品の使用料を含む)

ア 機器等の使用時間が、使用が終了する時点まで明らかではないとき。

イ 遠方からの使用等、使用前までに使用料を納めることができないやむを得ない理由が認められるとき。

(2) 手数料

ア 試験、検査及び測定の種類又は件数が試験、検査及び測定が終了する時点まで明らかではないとき。

イ 遠方からの依頼等、試験、検査及び測定前までに使用料を納めることができないやむを得ない理由が認められるとき。

2 前項の規定において納期限は、納入の通知をする日の翌日から起算して20日以内とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。